

「子ども・子育て支援新制度」について（お知らせ）

子ども・子育て支援新制度は、

- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 3 地域の子ども・子育て支援の充実

を目指して、全国的な取り組みとして、平成27年4月から本格的な実施が予定されています。

市では、現在、その実施に向けた事業計画の策定とその準備作業を進めています。

新制度の実施により、保育所、幼稚園の入所、入園などに関して、変更が見込まれる主な点は、次のとおりです。

1 保育所、幼稚園に入所、入園する手続きについて

保育所、幼稚園（公立、私立を問いません。）の利用を希望される場合は、市に保育の必要性の有無、必要量などの認定を受けていただく必要があります。

市は、その内容を記載した「認定証」を交付します。

2 費用（保育料）について

利用される方に負担いただく費用（保育料）は、国が定める内容を基準として、利用される保護者の所得の状況などを踏まえて、決定されます。

3 今の「保育所・幼稚園」について

今の保育所、幼稚園は、これまでどおりの保育所、幼稚園として運営される場合もあれば、将来的に認定こども園に移行される場合もあります。

※ 認可外保育施設の利用を希望される場合については、利用の手続が一部異なる場合があります。

※ 新制度の具体的な内容、手続などについては、今のところ、国で審議が行われている段階ですので、詳しい内容が決まり次第、順次、市民の皆様に対して、情報提供に努めてまいります。

※ なお、平成26年度中の保育所、幼稚園、認可外保育施設の利用については、今と変更はありません。

（お問い合わせ先）

諫早市健康福祉部こども支援課

新制度担当 高柳・瀧田・山田

TEL 0957-22-1500（代表）